

令和8年度文字・活字文化資源活用推進事業  
審査基準

## 1 審査方法

審査は、本事業の受託者を選定するための審査委員会を設置し、提案された企画提案書等について、書類選考により審査を行う。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

## 2 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、4に示す評価項目ごとに、5に示す評価基準に基づき点数化する。そして、各委員の合計点のうち最高点と最低点を付けた審査委員の点数を除いた残りの合計点を平均した点数がその企画提案の評価点となる。

## 3 採択案件の決定方法

50点を合格最低基準点とし、これを下回るものは採択しない。

評価点が合格最低基準点以上の者の中から、原則として最も得点の高い者から順番に採択するものとする。採択件数および採択上限額は公募時点の予定であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

審査委員会は、提案の採択に当たって、必要に応じて条件を付すことができる。また、審査期間中に提案内容について、追加資料を求める場合がある。

選考の経過は、審査の円滑な遂行の観点から非公開とする。ただし、審査委員会が公開することを決定した場合は、この限りでない。

## 4 評価項目

### (1) 事業内容に関する評価

#### ① 活字文化への貢献度

1. 本事業の実施を通して、地域等の文字・活字文化の振興・活性化につながることを期待されること。
2. 地域書店において本事業を実施することを通して、書店の魅力向上や来訪促進及び継続的な利用につながる工夫が具体的に示されていること。

#### ② 取組内容

1. 地域に存する資源を活用するなど、その地域の実情を踏まえた取組内容であり、また、新規性・独自性のある取組内容であること。

#### ③ 実現性・再現性

1. 事業が将来のモデル化につながる提案であること。
2. 文字・活字文化の振興モデルの構築に向け、課題解決に向けた方策、持続可能な方策等の実現に係る期待可能性が高いものであること。

#### ④ 経費の妥当性

1. 事業の内容に対して、妥当な経費が示されていること。
2. コストを抑えた効率的な運営がなされる工夫が盛り込まれていること。

### (2) 事業の実施体制に関する評価

- ① 文字・活字文化に関する十分な実績を有する団体が主体となっており、組織体制が整っていること。
- ② 関係機関との有機的な連携が期待可能であること。
- ③ 経理処理等を行う事務体制が設定されていること。

## 5 評価基準

評価は、提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。  
各評価における配点は以下の通り。

### 〔評価項目（1）①-②〕

とても優れている＝20点      優れている＝16点      普通＝12点  
やや劣っている＝8点      劣っている＝4点  
評価の対象となる評価項目として認められる内容がない＝0点

### 〔評価項目（2）①、③〕

とても優れている＝5点      優れている＝4点      普通＝3点  
やや劣っている＝2点      劣っている＝1点  
評価の対象となる評価項目として認められる内容がない＝0点

### 〔その他の項目〕

とても優れている＝10点      優れている＝8点      普通＝6点  
やや劣っている＝4点      劣っている＝2点  
評価の対象となる評価項目として認められる内容がない＝0点

評価項目	点数	評価基準					
		とても 優れている	優れている	普通	やや 劣っている	劣っている	評価の対象となる 評価項目として認 められる内容がない
(1)①-1	10	10	8	6	4	2	0
①-2	20	20	16	12	8	4	0
②-1	10	10	8	6	4	2	0
③-1	10	10	8	6	4	2	0
③-2	10	10	8	6	4	2	0
④-1	10	10	8	6	4	2	0
④-2	10	10	8	6	4	2	0
(2)①	5	5	4	3	2	1	0
②	10	10	8	6	4	2	0
③	5	5	4	3	2	1	0

文字・活字文化資源活用推進事業  
審査要領

文字・活字文化資源活用推進事業における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。本事業の選定は審査委員会によって決定するものとし、審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

(秘密の保持)

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

(利害関係者の審査)

第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに事務局に申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
  - ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
  - ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
  - ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
  - ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
  - ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
  - ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合
- 2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、事務局は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。
- 3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。
- 4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

(不公正な働きかけ)

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに事務局に報告しなければならない。

2 事務局は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。